第二千八十六号

日

で

平成二十二年 十一月四日

木

山梨県告示第三百二十六号

新 せ・今 二七・〇 四〇・ 五

目 次

示

都市計画事業の事業計画の変更認可...... 道路の区域変更 (三件)

特定非営利活動法人の設立の認証申請

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出. 六三〇 六三〇

国土調査の成果の認証......

示

告

山梨県告示第三百二十五号

所 (峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成二十二年十一月二十五日まで 路の区域を変更する。その関係図面は、 一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 平成二十二年十一月四日 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類 県道

Ξ

道路の区域

路線

名

韮崎南アルプス中央線

南アレプス市兆園字比田丘一番の一也もま先から(南アルプス市曲輪田字境堀一三一番の六地)	区
旧	の旧別新
四0.0	(メートル)敷地の幅員
四〇・五	(メートル) 長

Щ

梨 県

公

報

第二千八十六号

平成二十二年十一月四日

Ξ

道路の区域

路

線

名

甲府昇仙峡線

道路の種類

曜

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 日まで一般の縦覧に供する。 設事務所 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から平成二十二年十一月二十五 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十二年十一月四日

山梨県知事

横

内

正

明

六三〇 六二九

道路の種類 県道

路 線 名 大月上野原線

Ξ 道路の区域

六三

三七・三	- 五 - 五 - 九・ 〇	新	
三七・三		IΒ	上野原市芦垣字滝下三九二番の一地先まで上野原市芦垣字滝下四七三番の三地先から
(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	の旧別新	区間

山梨県告示第三百二十七号

所 (峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成二十二年十一月二十五日まで 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

般の縦覧に供する。 平成二十二年十一月四日

県道

山梨県知事 横 内

正 明

Щ

7	,
Ξ	=
7	
(
`	_

六 四 五	八 三 八 - 5 五	新	での対象が重要ニーナー者の一歩名は
六四・五	八·八· 九·二	旧	番 D の ー
(メートル) 長	(メートル)	の旧別新	区

山梨県告示第三百二十八号

業の事業計画の変更を認可したので、 条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事 同条第二項の規定において準用する同法第六十二

平成二十二年十一月四日

山梨県知事 横 内 正

明

施行者の名称

富士吉田市

都市計画事業の種類及び名称

=

富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和五十二年二月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

兀

収用の部分

梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第百九十一号及び平成二十二年山 年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山 号、平成元年山梨県告示第百九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七 河原樋、 上吉田字上古吉田、 梨県告示第百二十七号の事業地のうち、富士吉田市旭一丁目、旭四丁目並びに大字 昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三 字天狗松及び字西海戸の各一部の区域を加える。 字城山西及び字遊弥地内において事業地を変更し、 大字新屋字

使用の部分

2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。 その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月四日

申請のあった年月日 平成二十二年十月十九日 山梨県知事

横

内

正

明

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープてつなぎ北杜

1

- 2 代表者の氏名 小坂井みちい
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市大泉町西井出三千百九十三番地
- 4 定款に記載された目的

る地域コミュニティの形成及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 援及び子育て支援等の事業を行うことにより、だれもが自分らしく安心して暮らせ 育て中の親等に対し、住み慣れた家庭や地域の中で自立して生活できるよう生活支 この法人は、北杜市及び周辺地域の支援を必要としている高齢者、障害者及び子

縦覧期間 平成二十二年十月二十一日から同年十二月二十日まで

Ξ

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

三年三月四日まで縦覧に供する り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 あったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届出が 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお

平成二十二年十一月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 有限会社コウエン
 代表取締役 小宮広督
- 住所 山梨県大月市大月町大月八百八十九番地
- 二 届出の概要

2

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名 称 田野倉ショッピングセンター

(_) 所在地 山梨県都留市田野倉字長塚百六十四番一

2 変更しようとする事項

きる時間帯来客が駐車場を利用することがで)の閉店時刻行う者(ウエルシア関東株式会社大規模小売店舗において小売業を	変
帯場を到	列工店舗ルシ	更
用すっ	アカリス	事
ることがで	来株式会社	項
午後十時まで	午後九時四十五分	変
時 ま で 十	時 四 十	更
分から	五分	前
午後十時まで で 翌午前零時三十分ま午前八時三十分から 午前八時三十分から	翌午前零時	变
で翌午前零時三十分ま	零 時	更
十分か ま		後

3 変更の年月日

平成二十二年十一月十八日

三 届出年月日

平成二十二年十月十九日

国土調査の成果の認証

国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次のとお

り国土調査の成果を認証した。

平成二十二年十一月四日

山梨県知事 横

内 正 明

調査を行った者の名称

大月市

調査を行った時期

平成十六年八月二十八日から平成十七年三月八日まで

Ξ 成果の名称

地籍図及び地籍簿

調査を行った地域

兀

大月市梁川町大字綱ノ上及び大字立野の各一部

五 認証年月日

平成二十二年十月二十五日

発行者	山梨県
山梨県	^宗 公 報
	第二千八十六号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成二十二年十一月四日
印刷所	月四日
所、株サンニチ印刷	
刷(甲府市北口二丁目六番)	
丁目六番	
	<u> </u>
	六三一